

○建築物省エネ法の仕様基準を用いる場合や建築物に昇降機等が含まれる場合の確認申請加算額及び建築設備に関する建築確認申請手数料

区分		床面積の合計	金額（円）
建築確認申請 (建築物省エネ法仕様基準で申請する場合の加算)	一戸建ての住宅	～ 200㎡以内	14,000
		200㎡超え	16,000
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	～ 300㎡以内	27,000
建築確認申請 (建築物省エネ法仕様基準で申請する場合の加算)	変更（一戸建ての住宅）	～ 200㎡以内	7,000
		200㎡超え	8,000
	変更（住宅用途を含む建築物の住宅部分）	～ 300㎡以内	13,500

区分		加算対象となる昇降機等の数	金額（円）
建築確認申請 (昇降機等を含む建築物を建築する場合の加算)	建築物＋昇降機	1基	14,000
	建築物＋小貨物昇降機	1基	5,000
	変更（昇降機）	1基	7,000
	変更（小貨物昇降機）	1基	4,000
建築設備に関する建築確認申請	昇降機	1基	14,000
	小貨物昇降機	1基	5,000
	変更（昇降機）	1基	7,000
	変更（小貨物昇降機）	1基	4,000